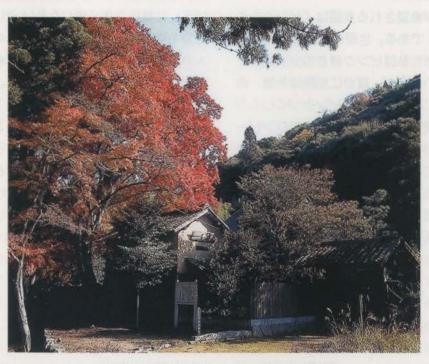
光市医師会報

平成10年12月号

No. 314



晚秋 (立野 向山文庫)

〈会員広場〉

ひかり皮膚科クリニック 村田 雅子

河村先生から原稿依頼が来た。嬉しい。 共稼ぎ、子供は就学前という家庭環境のため、種々の会合を欠席している私は会費は 払うものの、光医師会員として認められないと思っていた。

ところが希望される表題は「ピンクへのこだわり」である。世間の目は厳しい。30半ばを過ぎた私はピンク好きの少女趣味と見られているのだ。確かに当院は外壁、内装、カーテンに至るまで「ピンクづくし」。ジャスコで買い物する私はピンクのワンピースだ。しかし断じてこれはわたしの趣味ではない。これは結婚6年目、現在は隣の薬局に勤める主人の趣味なのだ。話は6年前にさかのぼる。

皮膚科医は卒業後6年修業しないと専門 医になれない。24才で卒業して6年修業 すると30才。都会ではともかく山口県で は30才を過ぎた女にとって結婚相手にな りうる独身男性はごくわずかだ。私は勤務 先の山口日赤でのんびり独身を決め込んで いた薬剤師に目を付け、ひたすらアタック をかけていた。「私の弱点は年を取ってい るという所だからここを隠そう」と、デー トの時は必ずピンクの服、ぶりっこを決め 込み「あたしなんかぐずなんだから〜」と 体をクネクネさせ・・・・ついに結婚まで こぎつけたのだ。だが、驚くべきことに彼 はそれを演技だと思っていない事がわかっ た。男二人の次男で育った彼は、女性を漠 然とした、弱くて可愛い、ピンクのもやも やとした存在ととらえていて、33 才まで 独身だったのは思い通りの女性が現れな かったためらしい。(本当かどうか主人に 問い正せばよいが、どうも真相が恐ろしい) だました責任を重く感じた私は刈り上げて た髪を伸ばレピンクの服しか着なくなり主 人の前でパンツー丁で歩くのはやめた。こ の方針にはいくつか利点があった。第1に 髪は決して切らないのでこの6年1度も美 容院には行かずにすんでいる。第2に服は ピンクだけなので組み合わせに困らない。 第3に30半ばを過ぎてもピンクと体クネ クネで、何でもこちらの要求を受け入れさ せられる。こうして外見だけはぶりっこを して5年ついに開業にこぎつけたわけだが、 当然私は建築の打合せに毎回ピンクの服で 出席した訳だ。装飾の打合せの場で「女性 らしさを前面に出しましょう。そのために は先生のイメージにぴったりのピンクで統 一しましょう」と話が進んだのもやむをえ ない結果であろう。ちなみに私自身は内装 はアメリカンカントリー風の木目、外装は ヨーロッパ風の暖かそうなレンガ色の壁が 希望だったが弱々しいその希望は"お値段 が高いですよ"の一言のもとに却下された。

最後にもう一つ、病院のトレードマークはヒマワリで入口でにっこり笑い掛けているがあれは私の顔なのだそうだ。トレードマークを決めるためだけに私は防府のデザ

イナーに2度も面接に行った。デザイナーは、「僕はその人を見てデザインするんです。」と言い、私をためすがめを見た後「うーん、この人はいつも太陽を向いているヒマワリのような人だ」と断言し、真丸い顔を書いた。私は自分をスミレのような控え目でそそとした花だと思っていたので非常に憤慨し異議を唱えたが主人も設計士も「ぴったり!さすがプロ」と声を揃えてこ

のトレードマークの件も私の意見は通らなかったのだ。

開業して1年たった今でも患者さんや看護婦さんから「ピンクもヒマワリも先生に ぴったり」と言われる。私の理想と違うの で複雑な気持ちだったが、河村先生にまで こう言われるとは虚心坦懐に自分を見ろと の戒めであろうか。

理事会報告

第134回定例代議員会の報告

日時: 平成10年10月29日(木)

場所:山口県医師会 6 F 大会議室

一、会長挨拶:この中で会長所感として、

- ①地域医療計画の必要病床数の算定にあ たり、急性期と慢性期を区分すること の問題点。
- ②地域医療支援病院への県医の支援方針。
- ③有床診の療養型病床群への転換に関する問題。
 - ④介護保険の運用に関する問題点。
- ⑤医療政策の実現に必要な政治力の確保 等が述べられた。

二、報告事項

第一号:日本医師会臨時代議員会(10/27) の報告。

第二号: 平成10 年度山口県医師会上半期の事業報告。

(内容に関し、日医会報第120巻 10号と医会報No.1526に既報)

三、承認事項

第一号:平成9年度山口県医師会一般会

計決算について

第二号:平成9年度山口県医師会館建設

特別会計決算について

第三号:山口県医師会館建設特別会計決

算(終結)について

四、郡市医師会からの事前通告質問

下松医師会より: 昨今の社会経済状況下 に益々厳しくなる医業経営の問題を 質し、県医から日医に何らかの対策 を打ち出すよう働きかけて欲しい。

萩医師会より:准看護婦養成学校への国 庫補助金の減額措置にいかに対応す るのか、今後の展望を質したい。

山口医師会より:本年度の保険個別指導 で、対象医療機関の選定について恣 意性を排し公平性を保てるよう指導 監督を県医に望みたい。

(詳細は、県医会報No.1520)

以上の3項目に関した質疑応答のあと、 承認第一号~三号まで一括して挙手全員に よって可決され全て終了した。

(文責:前田)

郡市医労務担当理事協議会の報告

日時: 11月12日(木) 午後3時~4時30分

場所:県医師会館

議題:

「改正労働基準法について」 講師一山口労働基準局

時短指導官 藤岡達夫殿

「改正男女雇用機会均等法ならびに育児

・介護休業法について」

講師一労働局山口女性少年室長

渡辺紀子殿

上記2氏による講演・解説がおこなわれました。「改正労働基準法」は11月の例会でも解説がありましたので重複する部分がありますので割愛致します。

[改正男女雇用機会均等法ならびに育児・ 介護休業法]

(男女雇用機会均等法等)

- [1] 男女雇用機会均等法の改正
- ◎女性に対する差別の禁止
- イ)募集・採用、配置・昇進について女性に対する差別を禁止すること。
 - 知争の当事者の一方からの申請により、調停ができるようにすること。
- ハ) 勧告に従わない法違反企業に対する 企業名公表制の創設
 - ◎職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止
 - イ)事業主は、職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のために雇用管理に必要な配慮をしなければならない。
 - 口) 職場におけるセクシュアル・ハラス

担当理事 吉 村 明 人

メントは、女性労働者の個人として の尊厳を不当に傷つけるとともに、 女性労働者の就業環境を悪化させ、 能力の発揮を阻害する。

- ◎妊娠中及び出産後の健康管理の措置
- イ)事業主は、女性労働者が母子保健法 に基づく妊産婦健診を受診するため の通院時間を確保することができる ようにすることが義務化される。
- 口)女性労働者が医師等から何らかの指導を受けた場合、その指導事項を守ることができるようにするための勤務の軽減、勤務時間の短縮、休業等の適切な措置を講じることが、事業主に義務づけられた。
- ハ) 医師等の指導事項の内容を的確に伝達するため、母性健康管理指導事項連絡カードが新たに設けられ、事業主はその利用に努めることとされる。
- ○女性の時間外及び休日労働並びに深夜業の規制の廃止
- イ)女性労働者に対する時間外・休日労働、深夜業の規制については、雇用の分野における男女の均等取扱いと女性の職域の拡大を図る観点から、男女雇用機会均等法の改正と併せて、解消することとした。
- ロ) この規制の廃止は、平成11年4月 1日から施行される。
- ◎規制の解消に伴う雇用管理の配慮
 - イ) 労働基準法、労働安全衛生法、育児 ・介護休業法等の規定に遵守しなけ

ればならない。

- 口) 深夜業に従事する女性労働者の就業 環境等の整備に関し、事業主は、通 勤の遂行の際における防犯面での安 全の確保に努める。
- [2] 育児·介護休業法

「育児休業することができるのは、1才に 満たない子を養育する男女労働者」

(日々雇用及び期間雇用を除く)

○介護休業法の概要

イ) 休業の定義

負傷、疾病又は身体上若しくは精神 上の障害により、2週間以上の期間 にわたり常時介護を必要とする状態 にある対象家族を介護するためにす る休業。

- ロ)対象労働者労働者(日々雇用及び期間雇用を除く)
- ハ)対象となる家族の範囲 配偶者(事実婚を含む)、父母及び 子、(これらのものに準ずる者とし て、労働者が同居し、かつ扶養して いる祖父母、兄弟姉妹及び孫も含む)、 配偶者の父母
 - 二)期間 回数
 - ・連続した3カ月(勤務時間の短縮等 の措置が講じられている場合はそれ と合わせて3カ月)以内
 - ホ) 手続
 - ・書面にて事業主に申し出
- へ)施行日 平成11年4月1日 (深夜業を制限する制度は省略致します) ※「均等法が変わります」「育児・介護 休業法のあらまし」から抜粋致しました。

「介護保険担当理事協議会の報告」

担当理事 松村寿太郎

日時: 平成10年10月15日(木) 場所: 県医師会館 会議室

協議事項:(次の各項目の詳細に関しては、 山口県医師会報1525号-平成 10年11月21日に掲載されてお ります。)

① 平成10年度地域医療・福祉事業計画: 公的介護保険制度は、平成12年4月のスタートとなるが、実質的には平成11年10月より、介護給付申請の受付や要介護認定等の業務が始まる予定である為、本年度は導入への準備の年となる。

介護保険における医師の役割はかかりつけ医の意見書、要介護認定審査会の委員或いは限定的であろうが介護支援専門員等が挙げられる。行政・郡市医師会との連携を図りながら、制度の円滑な導入に対応するため、「郡市医師会介護保険担当理事協議会」および「介護保険問題等対策委員会」を新設。更に、会員の理解を深める為の介護保険講習会、介護支援専門員の養成のための講習会等を開催したり、会報等を通じて新しい情報をできるだけ早く伝えたり、会員の多様なニーズ応えていきたい。

② 中国四国医師会各種研究会(介護保険対策研究会)の報告:

9月5日に岡山市で開催され、青柳日医常任理事を迎え日医の考え方を提示してもらいながら、介護保険について各県の対応に関する情報や意見を交換し、今後の活動に活用していくことが報告された。(その内容については、会報1521号に掲載)

③ 郡市介護保険担当理事・会員アンケート調査報告:

郡市介護保険担当理事に対するアンケートは、平成9年度モデル事業、各医師会の介護保険制度への取り組み、市町村との連携、介護支援専門員、介護保険に関する意見書・要望等について設問されたもので、100%の回答率が得られた。モデル事業にまだ少し時間があるためか、行政との連携が取れていない医師会が多いのが気になるとのコメントがあった。(詳細については、会報1522号に掲載)

全会員に対するアンケートの調査結果の 詳細は近いうちに会報に掲載予定。

④ 山口県介護保険制度の施行準備及び今後のスケジュールについて:

(山□県介護保険準備室 山崎英一室長の説明)

山口県でも4月から高齢保険福祉課の中に介護保険準備室を設置し、保険者である市町村をはじめ各種団体と連携を取っている。中でも医師及び医師会との関係は深く、9月30日から始まっている平成10年度モデル事業に対しては、かかりつけ医意見書や要介護認定等に深くかかわる為、一層の協力の要請があった。

介護支援専門員の養成・確保については、 9月20日に実務研修受講試験(受験者数 2482人、うち医師116人)を実施し、11 月10日の合格発表を受けて12月初めより 合格者の実務研修行う予定(その他詳細な 項目内容に関しては会報1525号を参照)

⑤ モデル事業等に関する問題点・関連質問: (1)かかりつけ医意見書に関するもの: 「特別な医療」についての解釈ー看護 職員が行なう診療補助行為の有無を具体的な調査対象として調査するものである。医師でなければ行なえないような行為(例: IVHの造設、気管切開の実施、人工肛門造設)や、家族/本人が行なう非専門的行為は該当しない。

(2)介護保険と医療保険の区別:

未だ検討中で未確定の部分が多い。 介護需要に対するサービスとして訪問 看護、訪問リハビリ、通所リハビリ、 ショートステイ等は介護保険適用の方 向。ただし訪問看護においても高度の 医学的管理の必要なターミナルケア等 は医療保険の方向で動いているようで ある。在総診についても大部分は医療 保険だが、一部は介護保険適用になる かもしれない。

施設入居者の医療についても検討中である。明らかに医療行為が行われた場合は医療保険によって取り扱われるのが妥当と考えられる。

(3)その他、要介護判定に関する問題点等の質疑応答があった。



11 月光市医師会関連月間行事

1日(日) 周南医学会(シンフォニア岩国)

10名

4日(水) 臨時理事会

13日金) 心電図研究会

14日出) 光医歯会遠征ゴルフコンペ

15日(日)

(菊池高原 C.C.)

□□県医学会生涯研修セミナー

17日(火) 山口県医学会総会準備委員会

20日金) 麻薬免許継続手続

24日(火) 例会 19名

心電図研究会(第125回)

日時 平成10年11月13日(金) 午後7時30分~

場所 光商工会館

症例 ①58才 男 心房細動

②68才 男 /

③84才 男 /

④75才 女 高血圧、糖尿病

光医歯会遠征ゴルフ

平成10年11月14日~15日

14日(土) 菊池観光ホテル 泊

15日(日) 菊池高原C.C.

(会員動向)

新入会員紹介

このたび光市立病院を辞し、11月4日 より室積に開院いたしました。開院に際し ましては、近藤会長をはじめ、多くの先生 方のお世話になりまことにありがとうござ いました。また光市立病院在職中は、濃川 院長をはじめ、多くの先生方からたくさん の事を学ばせていただき感謝の気持ちで一 杯です。

今後ともいろいろ御迷惑をおかけするか と思いますが、何卒よろしくお願い申し上 げます。



平岡医院 平岡博

[結果]

順位		氏	名	out	in	total	HD	Net
優	勝	森本	博士	41	42	83	10	73
準優勝		守田	忠正	41	46	87	13	74
3	位	富恵	哲	53	53	106	30	76
4	位	兼清	照久	48	48	96	19	77
5	位	藤村	朴	54	44	98	15	83
6	位	諏訪	高志	49	47	96	12	84
7	位	松村美	导太郎	53	59	112	28	84

|||| あとがき ||||

晩秋の風景をと思い、立野の向山文庫へ行きました。領主清水氏の家来、難波氏が主君の功績を考えて、様々な資料を集められた様です。さあ、撮影しようかなと思ったら、先着のカメラマンが作業中でした。その方は地面の落葉や木との木もれ陽を撮ったりと、素人の私にはどっきりさせるものがありましたので、私もこのテクニックをと考えて、カメラを地面に向けたり、空に向けたりとまるでプロのカメラマンの様な態勢をさせていただきました。勿論、シャッターは押していません。完成した写真は平凡なワンショットとなってしまいました。

-the letter from the editor-

今月の会員広場をお願いしました村田先生にはピンクへのこだわりという事でお願い致しました。おみかけした折はいつもピンクのヘアピン、ピンクのさいふ、ピンクのサンダルと私のみる限り、ピンクー色でしたものでその様にお願いしたのですが、その真相はもっとドロドロしたものの様でした。ひかり皮膚科クリニックのピンク攻勢によりまして、昔、我が河村医院もピンクの看板をつけておりましたが、廃棄処分となった事を付け足しておきます。(河村)

 発行所
 光市医師会 TEL 0833 72-2234

 発行者
 近藤龍一編集者

 協議
 中村印刷株式会社